

第三十三号

徳島県の事務処理の特例に関する条例の一部改正について

徳島県の事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成二十七年二月十二日提出

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

徳島県の事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例

第一条 徳島県の事務処理の特例に関する条例（平成十一年徳島県条例第三十号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項に次の一号を加える。

十六 徳島県青少年健全育成条例（昭和四十年徳島県条例第三十一号。以下この号において「条例」という。）及び条例の施行のための規則に基づく事務のうち、次に掲げるもの

- 1 条例第八条第八項の規定による有害図書類の陳列方法の改善等の勧告及び同条第九項の規定による勧告に従うべきことの命令
- 2 条例第十一条の三第三項の規定による有害図書類等の自動販売機からの除去命令
- 3 条例第十一条の五第一項の規定による図書類等を販売する自動販売機の設置の届出の受理、同条第二項の規定による図書類等を販売する自動販売機の設置場所等の変更等の届出の受理及び同条第三項の規定による図書類等を販売する自動販売機管理者の住所等の変更等の届出の受理
- 4 条例第十七条第一項の規定による立入調査を実施する者の指定

第二条第二項の表中八十一の項を八十三の項とし、八十の項を八十二の項とし、同表七十九の項に次のように加える。

- 5 条例第四十八条第二項において準用する条例第十三条の規定による氏名の変更等の届出の受理及び県への送付
- 6 条例第四十八条第二項において準用する条例第十四条第三項の規定による地位の承継の届出の受理及び県への送付

第二条第二項の表中七十九の項を八十一の項とし、七十八の項を八十の項とし、同表七十七の項中「七十九の項」を「八十一の項」に改め、同項を同表七十九の項とし、同表中七十六の項を七十八の項とし、七十五の項を削り、七十四の項を七十七の項とし、七十三の項を七十六の項とし、七十二の項を七十五の項とし、同表七十一の項9中「第七条第三号」を「第七条第三号及び第四号」に、「及び同条第四号」を「並びに同条第五号」に改め、同項を同表七十四

の項とし、同表中七十の項を七十三の項とし、六十六の項から六十九の項までを三項ずつ繰り下げ、同表六十五の項44中「第五十二条第二項」を「第五十三条第二項」に改め、同項を同表六十八の項とし、同表中六十四の項を六十七の項とし、六十三の項を六十六の項とし、六十二の項を六十五の項とし、同表六十一の項中「六十四の項」を「六十七の項」に、「美波町」を「美波町 松茂町」に改め、同項を同表六十四の項とし、同表中六十の項を六十三の項とし、同表五十九の項中「美波町」を「美波町 松茂町」に改め、同項を同表六十二の項とし、同表五十八の項中「六十四の項」を「六十七の項」に改め、同項を同表六十一の項とし、同表中五十七の項を六十の項とし、五十一の項から五十六の項までを三項ずつ繰り下げ、同表五十の項中「美馬市」を「美馬市 那賀町」に改め、同項を同表五十三の項とし、同表四十九の項中「美馬市」を「美馬市 那賀町」に改め、同項を同表五十二の項とし、同表中四十八の項を五十一の項とし、四十四の項から四十七の項までを三項ずつ繰り下げ、同表四十三の項中「阿南市」を「阿南市 吉野川市」に改め、同項を同表四十六の項とし、同表四十二の項中「阿南市」を「阿南市 吉野川市」に改め、同項を同表四十五の項とし、同表中四十一の項を四十四の項とし、四十の項を四十三の項とし、三十九の項を四十二の項とし、同表三十八の項中「勝浦町」を「勝浦町 上勝町」に改め、同項を同表四十一の項とし、同表中三十七の項を四十の項とし、同表三十六の項中「上板町」を「上板町 つるぎ町」に改め、同項を同表三十九の項とし、同表三十五の項4中「第九条の七の五第二項」を「第九条の七の五第一項」に改め、同項中「上板町」を「上板町 つるぎ町」に改め、同項を同表三十八の項とし、同表三十四の項中「勝浦町」を「勝浦町 上勝町」に改め、同項を同表三十七の項とし、同表中三十三の項を三十六の項とし、三十の項から三十二の項までを三項ずつ繰り下げ、同表二十九の項中「美馬市」を「美馬市 那賀町」に改め、同項を同表三十二の項とし、同表二十八の項中「神山町」を「阿波市 神山町」に改め、同項を同表三十一の項とし、同表二十七の項中「二十九の項まで」を「三十三の項まで」に、「及び二十九の項」を「及び三十二の項」に、「二十九の項及び三十の項」を「三十二の項及び三十三の項」に、「。二十九の項」を「。三十二の項」に改め、同項を同表三十の項とし、同表中二十六の項を二十九の項とし、同項の前に次のように加える。

二十八 法に基づく事務のうち、次に掲げるもの（町村の区域内で行われる隣保事業に係るものに限る。）

- 1 法第六十九条第一項の規定による隣保事業の開始の届出の受理及び同条第二項の規定による隣保事業の変更又は廃止の届出の受理
- 2 法第七十条の規定による隣保事業に係る報告の徴収又は当該職員による検査及び調査
- 3 法第七十二条の規定による隣保事業の経営の制限又は停止命令

那賀町

第二条第二項の表二十五の項中「美馬市」を「美馬市 那賀町」に改め、同項を同表二十七の項とし、同表二十四の項中「神山町」を「阿波市 神山町」に改め、同項を同表二十六の項とし、同表二十三の項中「神山町」を「阿波市 神山町」に改め、同項を同表二十五の項とし、同表中二十二の項を二十四の項とし、二十一の項を二十三の項とし、同表二十の項中「二十三の項、二十四の項、二十七の項及び二十八の項」を「二十五の項、二十六の項、三十の項及び三十一の項」に改め、同項を同表二十二の項とし、同表中十九の項を二十一の項とし、同表十八の項中「二十五の項」を「二十八の項」に改め、同項を同

表二十の項とし、同表中十七の項を十九の項とし、同項の前に次のように加える。

<p>十八 特定工場における公害防止組織の整備に関する法律（昭和四十六年法律第七号。以下この項において「法」という。）に基づく事務のうち、次に掲げるもの（汚水等排出施設に係るものに限る。）</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 法第四条第三項において準用する法第三条第三項の規定による公害防止管理者の選任又は解任等の届出の受理及び県への送付 2 法第六条第二項において準用する法第三条第三項の規定による公害防止管理者の代理者の選任又は解任等の届出の受理及び県への送付 	<p>鳴門市 小松島市 吉野川市 阿波市 三好市 勝浦町 石井町 那賀町 牟岐町 美波町 海陽町 藍住町</p>
---	--

第二条第二項の表中十六の項を削り、十五の項を十七の項とし、十の項から十四の項までを二項ずつ繰り下げ、同表九の項中「勝浦町」を「勝浦町 上勝町」に、「那賀町」を「那賀町 牟岐町」に改め、同項を同表十一の項とし、同表八の項中「勝浦町」を「勝浦町 上勝町」に、「那賀町」を「那賀町 牟岐町」に改め、同項を同表十の項とし、同表中七の項を九の項とし、六の項を八の項とし、同表五の項中「海陽町」を「那賀町 海陽町」に改め、同項を同表七の項とし、同表中四の項を六の項とし、同項の前に次のように加える。

<p>五 法に基づく事務のうち、次に掲げるもの</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 法第八十二条第一項の規定による液化石油ガス器具等の販売の事業を行う者からの報告の徴収 2 法第八十三条第一項の規定による液化石油ガス器具等の販売の事業を行う者の事務所等に係る立入検査、質問又は収去 3 法第八十三条の二第一項の規定による液化石油ガス器具等の提出命令 	<p>那賀町</p>
--	------------

第二条第二項の表三の項中「この項」を「この項及び次項」に改め、同項を同表四の項とし、同表二の項の次に次のように加える。

<p>三 ガス事業法（昭和二十九年法律第五十一号。以下この項において「法」という。）に基づく事務のうち、次に掲げるもの</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 法第四十六条第一項の規定によるガス用品の販売の事業を行う者からの報告の徴収 2 法第四十七条第一項の規定によるガス用品の販売の事業を行う者の営業所等に係る立入検査 3 法第四十七条の二第一項の規定によるガス用品の提出命令 	<p>那賀町</p>
--	------------

第二条 徳島県の事務処理の特例に関する条例の一部を次のように改正する。

第二条第一項中第三号を削り、第四号を第三号とし、第五号から第九号までを一号ずつ繰り上げ、同項第十号中「鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（）」を「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（）」に改め、同号1中「鳥獣に」を「鳥獣の管理（鳥獣に）」に、「防止」を「防止を図るために行うものに限る。」に改め、同号を同項第九号とし、同項中第十一号を第十号とし、第十二号から第十六号までを一号ずつ繰り上げ、同条第二項の表十五の項中「鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（）」を「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（）」に改め、同項1中「法第七条第二項第五号に掲げる特定鳥獣の数の調整」を「鳥獣の管理（第二種特定鳥獣管理計画に基づく鳥獣の数の調整を図るために行うものに限る。）」に改め、同表二十の項中「社会福祉法（）」の下に「昭和二十六年法律第四十五号。」を加え、「二十八の項」を「二十七の項」に改め、同表二十二の項中「、次項、二十五の項、二十六の項、三十の項及び三十一の項」を「から二十五の項まで、二十九の項及び三十の項」に改め、同表中二十四の項を削り、二十五の項を二十四の項とし、二十六の項から二十九の項までを一項ずつ繰り上げ、同表三十の項中「三十三の項」を「三十二の項」に、「三十二の項」を「三十一の項」に改め、同項3中「同条第六項」を「同条第九項の規定による認可をしない旨等の通知、同条第十一項」に、「同条第七項」を「同条第十二項」に改め、同項5中「第五十八条」を「第五十八条第一項」に改め、同項を同表二十九の項とし、同表中三十一の項を三十の項とし、同表三十二の項1中「同条第六項」を「同条第十一項」に、「同条第七項」を「同条第十二項」に改め、同項3中「第五十八条」を「第五十八条第一項」に改め、同項を同表三十一の項とし、同表中三十三の項を三十二の項とし、三十四の項から六十の項までを一項ずつ繰り上げ、同表六十一の項中「六十七の項」を「六十六の項」に改め、同項を同表六十の項とし、同表中六十二の項を六十一の項とし、六十三の項を六十二の項とし、同表六十四の項中「六十七の項」を「六十六の項」に改め、同項を同表六十三の項とし、同表中六十五の項を六十四の項とし、六十六の項から七十八の項までを一項ずつ繰り上げ、同表七十九の項中「八十一の項」を「八十の項」に改め、同項を同表七十八の項とし、同表中八十の項を七十九の項とし、八十一の項から八十三の項までを一項ずつ繰り上げる。

附 則

- 1 この条例は、平成二十七年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。
 - 一 第二条中第二条第一項第十号の改正規定（同号を同項第九号とする部分を除く。）及び同条第二項の表十五の項の改正規定 平成二十七年五月二十九日
 - 二 第二条の規定（前号に掲げる改正規定を除く。） 子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成二十四年法律第六十七号）の施行の日
- 2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前に第一条の規定による改正後の徳島県の事務処理の特例に関する条例第二条に掲げる事務に係る法令若しくは条例若しくは規則（以下「法令等」という。）の規定により知事がした処分その他の行為又はこの条例の施行の際現に当該事務に係る法令等の規定により知事に対してされている申請その他の行為で、施行日以後においては同条に定める市町村の長が管理し及び執行することとなる事務に係るものは、施行日以後における当該事務に係る法令等の適用については、当該市町村の長のした処分その他の行為又は当該市町村の長に対してされた申請その他の行為とみ

なす。

提案理由

地方自治法の規定による市町村の長との協議に基づき、知事の権限に属する事務の一部を市町村が処理することとする等の必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。